

介護サービス事業所等物価高騰対策事業の実施について

1 目的

物価の高騰に伴い、食材費等の値上がり等の大きな影響を受けている市内の介護サービス事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「介護サービス事業所等」といいます。）の経済的負担を軽減し、利用者への食事提供に影響を生じさせないようにするとともに、質の高いサービス等を継続して提供できるよう介護サービス事業所等に対して介護サービス事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」といいます。）を予算の範囲内において交付するもの。

2 交付対象事業所（施設）及び支援金額

介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金単価表（食材料費）のとおり

3 支援対象期間

令和5年4月から令和6年3月までの12か月間

4 支援対象要件

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者ではないこと。
- (3) 申請日時点で廃止又は休止をしておらず、申請日から令和6年3月31日までの間に廃止又は休止の予定がないこと。

5 申請書類

- (1) 令和5年度大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金（食材料費）交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 申請日から令和6年3月までの間に継続して介護サービス等の提供を行う見込みがあることが確認できる書類
- (3) 支援金の振込先が分かる金融機関等の口座の通帳等の写し（上記申請書に記載の口座以外の口座に振込を希望する場合又は口座の記載がない場合のみ）

6 交付決定等

市長は、支援金の交付申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

なお、交付決定及び額の確定通知の手続を省略するものとする。

7 申請期限

令和6年1月31日（水）まで

8 申請先

大村市長寿介護課

〒856-0832 大村市本町458番地2 プラットおおむら2階

9 申請方法

上記申請先に持参又は郵送により申請してください。

郵送の場合は、上記申請期限までに必着で申請してください。

10 その他

記載済の申請者に関する情報に誤りがある場合及び振込先口座等の記入誤りの際には、下記担当者にご連絡の上、大村市ホームページ（ホーム > 健康・福祉・子育て > 年金・保険 > 介護保険 > 介護サービス事業所等物価高騰対策事業について）から令和5年度大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金（食材料費）交付申請書兼請求書（様式第1号）をダウンロードしていただき、正確な内容を入力の上、ご提出ください。

11 お問合せ先

大村市長寿介護課（Tel 0957-20-7301） 担当 川添・後田

大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金 Q&A

- Q1 大村市に法人があるが、市外にある介護サービス事業所（施設）も交付対象事業所（施設）となるか。
- A1 市外にある事業所（施設）は対象となりません。ただし、法人が市外にある場合でも、市内にある事業所（施設）については、対象となります。交付対象事業所（施設）及び支援金額については、別紙の介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金単価表（食材料費）でご確認ください。
- Q2 共生型サービスとして、介護サービス事業所（施設）の指定を受けているが、申請書が届いていない。
- A2 共生型サービスについては、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業で支援を行うこととしています。申請の方法については、大村市障がい福祉課（0957-20-7306）にお問合せください。
- Q3 通所介護と生きがい対応型通所サービスの2種類の指定を受けているが、申請書が1部しか届いていない。
- A3 通所介護と生きがい対応型通所サービスのように、同類のサービスを行うが、利用者の要介護度等により異なる指定を受けているものについては、1事業所（施設）として支援を行うこととしています。
- Q4 申請日から令和6年3月までの間に継続して介護サービス等の提供を行う見込みがあることが確認できる書類とはどのような書類か。
- A4 申請時点で介護サービス等の提供を行っている事業所（施設）については、直近3か月分の介護給付費等支払決定額通知書とします。
申請時点で介護サービス等の提供を行っているが、新規指定、再開等の理由により直近3か月分の介護給付費等支払決定額通知書を提出できない場合は、利用者1名分の個別支援計画（本人の同意が確認できるもの）の写しと事業所（施設）を利用している全員分の氏名が確認できる名簿とします。
介護サービス等の提供を行わないその他の施設の場合は、利用者1名分の契約書の写しと事業所（施設）を利用している全員分の氏名が確認できる名簿とします。
- Q5 交付決定及び額の確定通知の省略するものとしているが、交付決定されたことはどのように把握すればよいか。
- A5 振込先口座の記帳等により把握をお願いします。
なお、申請に不備及び疑義がある場合は問合せを行います。不備のない申請につきましては、申請された翌月末までに振込を完了する予定としています。

Q6 支援金の振込先が分かる金融機関等の口座の通帳等の写しとは、どの部分の写しを提出すれば良いのか。

A6 一般的な通帳であれば、開いて1枚目に口座番号等が記載されています。令和5年度大村市介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金（食材料費）交付申請書兼請求書（様式第1号）の振込先口座の情報と突合します。

なお、銀行印の情報については求めませんので、可能な限り隠された状態で写しをとっていただくようお願いします。

Q7 県の支援金の交付を受ける場合、市からの支援金に影響はあるか。

A7 県の事業と支援の範囲が重複しないように調整していますので、影響はありません。

Q8 申請日時点では予定していなかったが、突発的な理由で休止及び廃止をすることとなった場合、どのように対応すればよいか。

A8 長寿介護課担当者にご連絡ください。